

平成25年3月29日
号外第6号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県行政組織規則の一部を改正する規則（40・人事課）……………1
- 秋田県財務規則の一部を改正する規則（41・財政課）……………2

訓 令

- 許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令（1・総務課）……………3
- 秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令（2・広報広聴課）……………4

規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。
第三条に次の一項を加える。

3 第一項に定めるもののほか、観光文化スポーツ部に国民文化祭推進局を置く。

第四条の二中「及び同条第二項に規定する課」を「同条第二項に規定する課及び国民文化祭推進局」に改める。

第五条第一項秘書課の項中第六号及び第七号を削り、同条第一項広報広聴課の項中第十二号を第十四号とし、第七号から第十一号までを二号ずつ繰り下げ、第六号を削り、第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

- 二 県政の課題についての調査及び情報の提供等に関すること。
- 三 県政に関する情報の提供（前号に掲げるものを除く。）に関すること。
- 四 報道機関との連絡調整に関すること。

第六条の二第一項文化振興課の項第一号中「及び調整」を「調整及び推進」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第一項に次のように加える。

国民文化祭推進局

国民文化祭の開催に関すること。

第九条農林政策課の項中第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第十三号とし、第十六号から第二十七号までを二号ずつ繰り上げ、同条農業経済課の項中第十二号を第十五号とし、第九号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

- 十 女性農業者及び高齢農業者の活動促進に関すること。
- 十一 農山漁村の生活改善に関すること。

第九条農業経済課の項第七号の次に次の一号を加える。

八 農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動の促進に関すること。

第九条農地整備課の項に次の一号を加える。

十三 農業農村整備事業の設計構算に関すること。

第十二条技術管理課の項第三号中「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加える。

第十三条財産活用課の項第十一号を削る。

第十四条中第六十六号を第六十七号とし、第三十九号から第六十五号までを一号ずつ繰り下げ、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十九 秋田県犯罪被害者等支援推進会議 生活環境部県民生活課

第二百二十八条の十六及び第二百二十八条の十七森林環境部の項中「森林環境部」を「環境経営部」に改める。

第二百四十五条第二項の表第三号中「及び学術国際局」を「学術国際局及び国民文化祭推進局」に改め、同表中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、同条第四項の表中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二	健康医療技監	健康福祉部	上司の命を受けて、知事が指示する健康の増進及び医療の充実に関する調査、調整等をつかさどる。
---	--------	-------	-----------------------------------------------

第二百四十五条第四項の表中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六	広報監	総務部	上司の命を受けて、県政の情報提供等に関する特に重要な事項の統括に関する事務をつかさどる。
---	-----	-----	----------------------------------------------

第二百四十五条第四項の表中第五十九号を第六十二号とし、第三十五号から第五十八号までを二号ずつ繰り下げ、同表第三十四号中「秘書課」を「広報広聴課」に改め、同号を同表第三十六号とし、同表中第三十三号を第三十五号とし、第二十八号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、第二十七号を第二十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十九	地域防災監	地域振興局	上司の命を受けて、地域振興局管内における危機管理及び防災に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。
-----	-------	-------	-------------------------------------------------------

第二百四十五条第四項の表中第二十六号を第二十七号とし、第九号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九	副局長	国民文化祭推進局	局長を補佐し、局長に事故があるとき又は局長が欠けたときはその職務を代理するとともに、上司の命を受けて、国民文化祭推進局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
---	-----	----------	----------------------------------------------------------------------------------

第二百四十五条第四項の表の備考二中「国際課」の下に「国民文化祭推進局」を加え、同条第六項中「から第二十二号まで」を「から第二十二号まで」に、「から第五十七号まで」を「から第五十九号まで」に、「同表第五十四号」を「同表第五十六号」に、「第二項の表第二十四号並びに第四項の表第五十八号及び第五十九号」を「第二項の表第二十三号並びに第四項の表第六十号及び第六十一号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(秋田県行政文書管理規則の一部改正)

- 2 秋田県行政文書管理規則(平成十三年秋田県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び課」の下に「同条第三項に規定する国民文化祭推進局」を加え、同条第四号中「少子化対策局」の下に「及び国民文化祭推進局」を加える。

(秋田県庁舎管理規則の一部改正)

- 3 秋田県庁舎管理規則(昭和三十五年秋田県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十条の二を削る。

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十一号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号列記以外の部分中「を含む。以下」を「及び国民文化祭推進局副局長を含む。以下本則において」に改め、同項第一号の表(甲)の項中「一件の金額三、〇〇〇万円以上で増減額が三〇〇万円以上」を「増減額が三〇〇万円以上であるものに限る。」に、「未満」を「未満であるものを含む。」に改める。

第五条第一号の表中「すべて」を「全て」に改め、同表(乙)の項中「一件の金額三、〇〇〇万円以上で」を削り、「以上」を「以上であるものに限る。」に改め、同条第三号の表中「すべて」を「全て」に改める。

第六条第三項第二号中「及び学術国際局」を「学術国際局及び国民文化祭推進局」に、「又は学術国際局長」を「学術国際局長又は国民文化祭推進局長」に、「にあつては、」を「にあつては」に、「次長」を「次長、国民文化祭推進局にあつては国民文化祭推進局副局長」に改める。

第十三条第三号の表企画振興部の項中

市町村課に属する職員のうちから知事が命ずる者

政治団体に係る少額領収書等の又は収支報告書等の写しを交付する現金の収納(指定金融機関を含む。)に係る出納局会計課長のの事務

写しに係る写し
するときに徴収
への払込みを含
職にある出納員

を

市町村課に属する職員のうちから知事が命ずる者

政治団体に係る少額領収書等の写しに係る写し又は収支報告書等の写しを交付するときに徴収する現金の収納(指定金融機関への払込みを含む。)に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務

地域活力創造課に属する職員のうちから知事が命ずる者

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の事業報告書等の写し又は同条第三項に規定する仮認定特定非営利活動法人(同条第四項に規定する仮認定特定非営利活動法人を含む。)の役員報酬規程等の写しを交付するときに徴収する現金の収納(指定金融機関への払込みを含む。)に係る出納局会計課長の職にある出納員の事務

に改める。

第八十五条第二項第十号中「営業車使用料」の下に「及び高速道路利用料」を加える。

第三百二十九条の二第二項第三号を次のように改める。

三 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)

第三百三十条の六第二項第三号を次のように改める。

三 住民票の抄本(法人にあつては、登記事項証明書及び定款等)

第三百三十一条第二項第五号を次のように改める。

五 申込者が成年被後見人又は被保佐人に該当すること又は該当しないことを証する書面

別表第二の二第二百六十二号の次に次の二号を加える。

二百六十二の二 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

二百六十二の三 低炭素建築物新築等計画の変更認定申請手数料

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第一号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐竹敬久

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「及び課」の下に「、同条第三項に規定する国民文化祭推進局」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。

秋田県訓令第2号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程(昭和五十六年秋田県訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表本庁の局長印の項中「出納局会計課長」を「観光文化スポーツ部国民文化祭推進局長
出納局会計課長」に改め、同表の備考第二
号中「及び」を「、観光文化スポーツ部国民文化祭推進局及び」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十五年四月一日から施行する。